

（受注者の連帯責任）

第1条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第2条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第3条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
- (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
- (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
- (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第4条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

（是正措置）

第5条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければ

ばならない。

(公契約等の解除)

第6条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じて、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第7条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第8条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第9条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる